

見附市教育センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第5号

見附市教育センター運営規則の一部を改正する規則

見附市教育センター運営規則（平成25年見附市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4号」を「第7号」に改める。

第2条第1項第5号中「指導員」を「支援員」に改める。

第3条第4号中「教育支援部」を「学校園支援部」に改め、同条第5号を次のように改める。

- （5） 支援員は、教育支援センター（すこやかルーム）、ふるさと教育支援センター（すこやかルーム別室）、保育園等に関する業務の援助、支援及び相談の業務を行う。

第4条中「教育支援部」を「学校園支援部」に改める。

第5条第1号中「教育支援部」を「学校園支援部」に改め、同条第3号イを次のように改める。

- イ 教育支援センター（すこやかルーム）の運営及びふるさと教育支援センター（すこやかルーム別室）等への訪問教育支援に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市教育センター運営規則の規定は、令和6年2月1日から適用する。